

ロシア連邦政府決定

2022年9月8日付第1580号

モスクワ

ロシア連邦からの菜種の搬出に対する一時的禁止措置の導入およびロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の外に向けて搬出される商品に対する輸出関税率の改正について

2014年5月29日付ユーラシア経済連合条約第47条、同条約附属書7、連邦法「対外貿易活動の国家規制の基本について」第21条第2項第1号、連邦法「ロシア連邦における関税規制について、およびロシア連邦の特定の法令の改正について」第11条第2項、ロシア連邦の法律「関税率について」第3条第3項にしたがい、かつ食糧安全保障を目的として、ロシア連邦政府は以下を**決定する**：

1. 本決定の発効日から2023年2月28日（同日を含む）まで、ロシア連邦からの菜種（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード1205 10 900 0）（以下、菜種）の搬出を一時的に禁止する；

2. 本決定第1項に掲げる一時的禁止措置は以下には適用されない：

- a) ロシア連邦領内からユーラシア経済連合加盟国に向けて搬出される菜種；
- b) 自動車輸送および鉄道輸送によりロシア連邦領内からザバイカリスク国境検問所を經由して搬出される菜種；
- c) ロシア連邦政府の決定にもとづく外国国家への人道支援のためにロシア連邦領内から搬出される菜種；
- d) 国際的な政府間協定にもとづいてロシア連邦領内から搬出される菜種；
- e) ロシア連邦領外に起点および終点のある国際中継輸送の一環としてロシア連邦領内から搬出される菜種、ならびにロシア連邦領内における複数の地点の間を外国国家の領土を經由して輸送される菜種；
- f) 糧秣としてロシア連邦領内から搬出される菜種；
- g) 外国国家の領土内に所在するロシア連邦の軍事組織の活動を確保するためにロシア連邦領内から搬出される菜種；
- h) バイコヌール市（カザフスタン共和国）およびバイコヌール宇宙基地内に所在するロシア連邦の組織の活動を確保するためにロシア連邦領内から搬出される菜種；
- i) スピッツベルゲン列島におけるロシア連邦の組織の活動を確保するためにロシア連邦領内から搬出される菜種；
- j) ロシア連邦領内から搬出される菜種であって、本決定の公布日より前にロシア連邦領内からの菜種の搬出を許可する通関手続きにしたがって通過許可されたもの。ただし、ユーラシア経済連合関税法典第115条および第116条の定める特異事項、またはユーラシア経済連合関税法典第104条第8項にもとづく関税規制に関するユーラシア経済連合加盟国の法が定める特異事項にしたがって税関申告が行われた菜種についてはこのかぎりではない；
- k) アブハジア共和国、南オセチア共和国、ドネツク人民共和国およびルガンスク人民共和国に向けてロシア連邦領内から搬出される菜種；
- l) 自然人が個人的用途のためにロシア連邦領内から搬出する菜種。

3. 2021年11月27日付ロシア連邦政府決定第2068号「ロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域外に向けて搬出される商品に対する輸出関税率について」（ロシア連邦法令集 2021年、第49号、掲載番号8255；2022年、第14号、掲載番号2306；第23号、掲載番号3800；第27号、掲載番号4864；第32号、掲載番号5834）が承認した、ロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域外に向けて搬出される商品に対する輸出関税率の脚注「(1C)」において、文言「2022年1月1日から2022年12月31日まで」を文言「2022年9月8日付ロシア連邦政府決定第1580号『ロシア連邦からの菜種の搬出に対する一時的禁止措置の導入およびロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の外に向けて搬出される商品に対する輸出関税率の改正について』の発効日から2024年8月31日まで」に変更する。

4. 連邦税関庁、ロシア連邦内務省、ロシア連邦国家親衛隊は、自らの権限の範囲内で本決定第1項および第2項の履行状況に対する監視を行う。

5. ロシア連邦経済発展省は、所定の手順にしたがい、ユーラシア経済委員会に対して本決定第1項に掲げる一時的禁止措置の導入についての通告を行う。

6. 本決定はそれが交付された日をもって発効する。

ロシア連邦政府議長

M. ミシュスチン